

証券コード 9262
2022年10月7日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿四丁目32番4号
株式会社シルバーライフ
代表取締役社長 清水 貴久

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法によって2022年10月25日（火曜日）午後6時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年10月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 目的事項

報告事項 第15期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.silver-life.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.silver-life.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止の対応について

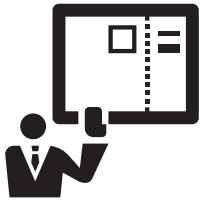
- ◆感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を可能な限り見合わせていただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申しあげます。感染の影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中や乳幼児をお連れの方は特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ◆当日は、席の間隔を十分に広げて、座席数を減らす予定です。そのため、ご入場を制限する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ご入場の際は、マスクの着用、アルコール消毒、検温等へのご協力をお願いいたします。なお、検温の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆当日は会場スタッフもマスク着用をするなど、十分な感染対策を行います。

今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.silver-life.co.jp/>）でお知らせいたしますのでご確認ください。

電子提供制度に関するご案内




会社法の改正に伴い、次回株主総会より、株主総会資料が原則ウェブ化されます。これにより、次回以降の株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類）につきましては、当社ウェブサイトに掲載したことをご案内する通知書面をお送りすることとなります。

引き続き、書面にて株主総会資料を受領されたい株主様は、総会基準日（2023年7月31日）までに「書面交付請求」の手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社へお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人へお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行（電子提供制度専用ダイヤル：0120-696-505）へお問い合わせください。

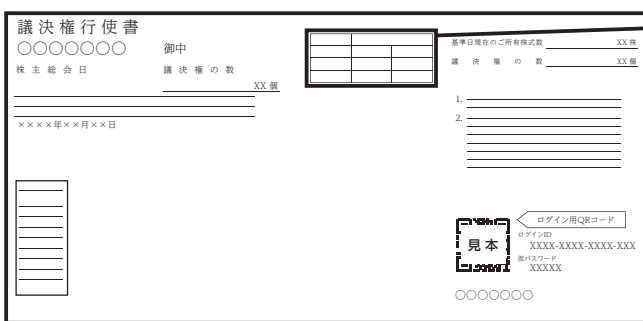


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願ひ申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <hr/> <p>日 時</p> <p>2022年10月26日 (水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時30分)</p>	 <p>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <hr/> <p>行使期限</p> <p>2022年10月25日 (火曜日) 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <hr/> <p>行使期限</p> <p>2022年10月25日 (火曜日) 午後6時入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 股

1: _____
2: _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2、3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

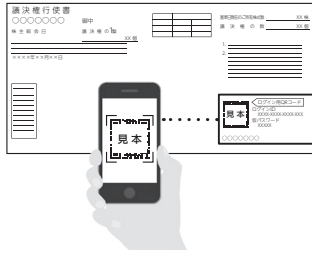
書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

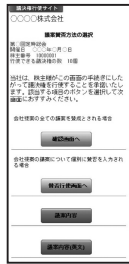
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

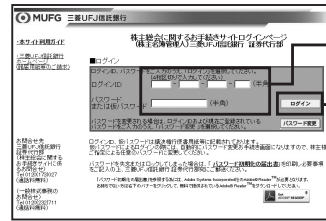
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

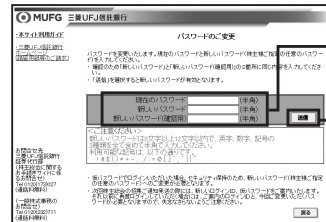
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事 業 報 告
(2021年 8 月 1 日から
2022年 7 月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。この結果、前事業年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明においては増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

新型コロナウイルス感染症による影響は徐々に落ち着きつつあり、個人消費の持ち直しの動きが継続する一方で、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢等を背景とした世界的な原材料価格の高騰等もあり、依然として不透明な状況が続いております。

当社の属する高齢者向け配食サービス市場におきましては、高齢者人口及び一人暮らし高齢者世帯の増加等を背景に、市場は引き続き拡大傾向が続いております。また、2025年からは団塊の世代が当社のメイン顧客層である後期高齢者になることから、更なる拡大が予測されております。

このような状況の下、当社におきましては、群馬・栃木両工場の安定稼働の実現とともに、2022年3月には加須物流センターが稼働を開始した結果、製造能力・保管能力が大幅に強化されたため、積極的な販売促進活動を実施し売上拡大に努めてまいりました。また、加須物流センターの余剰スペースを活用した倉庫業を開始したほか、2022年3月には外部に委託していた冷蔵商材の製造の一部を自社工場へ移管したことにより、栃木工場の稼働率は上昇いたしました。

製造面については、売上が拡大したことによる製造量増に伴い材料費、労務費、水道光熱費等が増加しました。加えて2021年3月からの栃木工場稼働開始に伴い減価償却費、租税公課が増加しました。

原材料価格の上昇傾向は継続しておりますが、効率化の影響は継続していることに加え、冷蔵商材の製造の一部を外部委託から自社工場へ移管したことで、更なるスケールメリットの追求が可能となりました。今後もコスト面での競争

優位性を高めていく考えです。

また、加須物流センターの稼働に伴い、戦略的に冷凍商品の商品在庫を増加いたしました。これらの影響により売上高総利益率は前事業年度と比較し、やや高まりました。

販売管理費については、積極的な販売促進活動を行ったことにより広告宣伝費が大幅に増加したことに加えて、冷凍弁当の直接販売比率の増加に伴い運賃、支払手数料等が増加いたしました。また加須物流センターの稼働開始に伴う減価償却費の発生、人件費・水道光熱費等の稼働にかかる継続費用、また消耗品費・修繕費等の立ち上げに伴う一時費用の増加により、売上高販売管理費率は高まりました。

しかしながら、来期以降は立ち上げに伴う一時費用は減少していくものと考えられます。加えて、これまで外部に委託していた冷凍商材のピッキング・保管費用等の業務委託費が大幅に縮小されることから、長期的な視点で見た場合、同センターの稼働は利益率の向上に貢献していくものと考えられます。

この結果、当事業年度の売上高は11,215,914千円(前事業年度は10,050,070千円)、営業利益は561,562千円(同839,808千円)、経常利益は709,451千円(同973,127千円)、当期純利益は401,891千円(同546,109千円)となりました。

販売区分別の経営成績は次のとおりであります。

① F C加盟店

フランチャイズを展開しているF C加盟店向け販売では、これまで「まごころ弁当」及び「配食のふれ愛」の2ブランド体制により積極的な店舗展開を図っていましたが、2021年10月より第3ブランドとなる「宅食ライフ」の出店を開始いたしました。3ブランド体制により、グループ店舗数を増加させ、更なる店舗網の拡充を目指してまいります。

この結果、「まごころ弁当」は前事業年度末より6店舗増加、「配食のふれ愛」は17店舗減少、「宅食ライフ」は67店舗増加したことで、店舗数は前事業年度末より56店舗増加し990店舗となり、F C加盟店向け販売における当事業年度の売上高は8,080,979千円(前事業年度は7,275,070千円)となりました。

なお、当事業年度におきましては、コロナ禍を背景とした一時的なFC加盟需

要が落ち着きつつある状況や、グループ店舗数の拡大により撤退店舗数も増加したこと等の理由で、前事業年度と比較すると店舗数の増加は緩やかになりました。

② 高齢者施設等

新施設は一定数見込まれることに加え、既存施設においても人手不足、合理化の一貫でサービスの外部委託が進むものと予測されております。

しかしながら、高齢者施設等向け食材販売サービスである「まごころ食材サービス」は、2018年度に行った個食対応の廃止による影響が依然継続しており、売上は減少いたしました。なお、巻き返しの施策として、2022年7月より従来よりも安価で個食対応が可能な「ぴったりプラン」を導入しております。

一方、2020年4月より販売を開始した「こだわりシェフ」は、コロナ禍による営業活動制限の影響が薄まってきたことにより、積極的な営業活動を実施した結果、売上は増加いたしました。

この結果、高齢者施設等向け食材販売における当事業年度の売上高は1,307,221千円(前事業年度は1,227,815千円)となりました。

③ 直販・その他

直接販売では、大規模な販売促進活動を行ったことにより、売上は増加いたしました。

なお当事業年度末より、広告費の費用対効果向上等を目的としたマーケティング力向上の取り組みを行っており、今後の更なる売上拡大に向けた体制の構築を目指してまいります。

OEM販売では、既存大口取引先の委託先分散化施策による影響により、売上は減少いたしました。一方で、積極的な営業活動により、小規模ではあるものの新規取引先の数は増加傾向にあります。今後も継続した営業を行っていくことで、既存大口取引先の減少分をカバーしていく考えです。

この結果、直販・その他における当事業年度の売上高は1,822,612千円(前事業年度は1,547,184千円)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,442,118千円であります。

その主なものは、加須物流センターの改修等に係る投資（1,201,383千円）、群馬工場の製造設備等に係る投資（90,781千円）、栃木工場で利用するパソコン等に係る投資（12,799千円）及び新受発注システム等のソフトウェア投資（126,982千円）等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として500,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2019年7月期)	第 13 期 (2020年7月期)	第 14 期 (2021年7月期)	第 15 期 (当事業年度) (2022年7月期)
売 上 高 (千円)	7,800,676	8,832,415	10,050,070	11,215,914
経 常 利 益 (千円)	1,002,255	1,086,207	973,127	709,451
当 期 純 利 益 (千円)	635,501	678,562	546,109	401,891
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	120.42	63.80	50.93	37.26
総 資 産 (千円)	4,853,852	5,613,946	8,262,323	8,859,525
純 資 産 (千円)	3,674,939	4,364,396	4,926,335	5,304,378
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	692.33	408.33	457.43	491.51

- (注) 1. 2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 以上の株式分割の情報に基づき、第12期の期首に当該分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、次のとおりとなります。

区 分	第 12 期 (2019年7月期)	第 13 期 (2020年7月期)	第 14 期 (2021年7月期)	第 15 期 (当事業年度) (2022年7月期)
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	60.21	63.80	50.93	37.26
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	346.17	408.33	457.43	491.51

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、創業以来、売上を順調に伸ばしてまいりましたが、今後50年、100年と事業活動を継続して成長させるべく、2020年8月より中期経営計画(2021年7月期～2025年7月期)をスタートさせました。

本計画期間を「長期的な企業価値向上のための土台構築期」と位置付け、現在の競争優位性を更に強める成長戦略を着実に推進し、企業価値の向上を目指してまいります。

中期経営計画の取り組み状況は次のとおりであります。

① 外部環境

我が国は75歳以上の後期高齢者の人口が2025年以降30年間増加すると予想

されています。高齢者人口が増えるに従い、独居の高齢者も増えていきます。しかしながら国が介護・福祉にかかる財源確保は更に困難を増し、介護事業者の運営は厳しくなるものと予想しております。

それらの環境下、高齢者のご自宅までお弁当を届ける当社の配食サービスや高齢者施設向けの食材サービスのニーズは更に高まるものと考えております。

② 各販売区分の売上増施策及び取り組むべき課題

- ・ F C加盟店 2022年7月末現在、総店舗数は990店舗となりました。第3ブランドの立ち上げにより、グループ店舗数を更に増加させ1,500店舗体制を目指します。
S V人員を増員することで店舗支援の強化を図り、既存店舗の活性化に繋げてまいります。
- ・ 高齢者施設等 利用施設からの要望に応える商品・サービス開発などを積極的に行い、冷蔵・冷凍両食材の拡販を目指してまいります。
- ・ 冷凍弁当の直販 製造・保管体制が整ったため、利用者のニーズに沿った商品開発、積極的な広告宣伝活動により、新規顧客の獲得とともに定期顧客を増やす施策を行ってまいります。併せて、マーケティング活動の強化を図り、効果的な広告運用を目指してまいります。
- ・ O E M 当社の食品製造工場で生産した食材を他社ブランドで販売しておりますが、製造・保管体制が整ったので、新たな販売先の開拓を積極的に行ってまいります。

③ 製造・保管体制の確立

栃木工場の稼働開始、群馬工場の冷凍設備の強化により、両工場の安定稼働が実現しました。現在両工場は、それぞれ冷蔵及び冷凍商材専用の製造工場として稼働しております。

原材料費の上昇傾向は継続しておりますが、両工場の安定稼働、工場稼働率の向上により、更なる生産効率化を目指します。

また、2022年3月に加須物流センターの稼働を開始し、これまで外部に委託していた冷凍商材のピッキング・保管業務を内製化いたしました。

これらの設備投資で今後の需要増に対応できる体制が整ったことから、スケールメリットの追求と併せ、コスト面での競争優位性を高めていく考えです。

④ 目標とする経営指標

2025年7月期の売上高168億円、営業利益17億円、減価償却費等も含めた

EBITDA22億円を目指してまいります。

⑤ 株主還元について

株主還元施策として、2022年7月期から株主優待制度を開始いたしました。併せて、2023年7月期より、剰余金の配当を開始いたします。

当社は今後も売上成長のベースとなる設備投資を必要に応じ行ってまいります。配当性向30%を目途に中長期的に安定し、継続して配当を実施してまいります。

⑥ その他基盤強化に向け取り組むべき課題

企業価値の向上を実現するために、中期経営計画の着実な推進と併せ、サステナビリティ・ESGの観点をより一層重視し、気候変動への対応、人的資本への投資、ガバナンス強化とリスクマネジメント力の向上等、持続的な社会への実現への取り組みにも注力してまいります。

なお、本中期経営計画の詳細については、当社ウェブサイト「IR情報」の「中期経営計画」を併せてご覧ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

当社は、食品製造販売事業の単一セグメントであり、販売先別区分は以下のとおりです。

販売区分	販売先内容
F C 加盟店	高齢者向け配食サービスのフランチャイズを展開しております。「まごころ弁当」「配食のふれ愛」「宅食ライフ」の3ブランドを有し、全国990店舗のF C加盟店に対し食材を販売しております。
高齢者施設等	主に高齢者施設等に対し、「まごころ食材サービス」、「こだわりシェフ」及び「おてがるシェフ」のサービス名で食材を販売しております。
直販・その他	冷凍弁当の販売を行っております。「まごころケア食」のサービス名での直接販売、並びに他社ブランドでの販売を前提とした製造受託による食材を販売しております。また、上記以外のその他の食材の販売を含めております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年7月31日現在)

本社	東京都新宿区
工場	群馬工場：群馬県邑楽郡邑楽町 栃木工場：栃木県足利市
物流センター	加須物流センター：埼玉県加須市

(7) 使用人の状況 (2022年7月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名(139名)	72名増(17名増)	33.7歳	3.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,762,850千円
株式会社埼玉りそな銀行	428,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,792,400株 (自己株式 399株を含む)
(3) 株主数 5,923名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 近 江 屋	4,000,000株	37.06%
清 水 貴 久	2,074,400	19.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,029,600	9.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	656,900	6.08
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	246,400	2.28
GOVERNMENT OF NORWAY	153,098	1.41
野村信託銀行株式会社 (投信口)	69,500	0.64
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	48,262	0.44
株 式 会 社 S B I 証 券	37,425	0.34
井 上 智 文	37,000	0.34

(注) 持株比率は自己株式 (399株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度末までの新株予約権の行使により、発行済株式の総数は22,400株増加し、10,792,400株となりました。

3. 新株予約権等の状況（2022年7月31日現在）

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日	2017年5月20日	2018年2月15日	2018年10月28日	
新株予約権の数	70個	140個	50個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,600株 (新株予約権1個につき80株)	普通株式 11,200株 (新株予約権1個につき80株)	普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき80株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 3,360円 (1株当たり 42円)	新株予約権1個当たり 9,920円 (1株当たり 124円)	新株予約権1個当たり 25,920円 (1株当たり 324円)	
権利行使期間	2017年5月21日から 2025年5月20日まで	2018年2月16日から 2026年2月15日まで	2018年10月29日から 2026年10月28日まで	
行使の条件	(注)	(注)	(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査 等委員 を除く)	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 5,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 140個 目的となる株式数 11,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名
	取締役 (監査等 委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。その他の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 貴久	
取締役	戸井 丈嗣	営業部長
取締役	増山 弘和	管理部長
取締役	横田 啓	生産部長
取締役 (常勤監査等委員)	片寄 達哉	
取締役 (監査等委員)	中谷 顯嗣	有限会社記帳屋 代表取締役 株式会社ダイレクトソーシング 取締役
取締役 (監査等委員)	清田 滋	
取締役 (監査等委員)	深町 周輔	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社富士山マガジンサービス 社外監査役 株式会社メルティンMMI 社外監査役 株式会社バンク・オブ・イノベーション 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	橋元 秀行	橋元公認会計士事務所 所長 東陽監査法人 シニアパートナー 新電元工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 中谷顯嗣氏、清田滋氏、深町周輔氏及び橋元秀行氏は、社外取締役であります。
2. 2021年10月26日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって取締役大瀬安昭氏は任期満了により退任しました。
3. 取締役 (監査等委員) 橋元秀行氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、片寄達哉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 清田滋氏、深町周輔氏及び橋元秀行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 取締役報酬の基本方針並びに構成割合

当社の取締役報酬は、経営目標を達成し持続的な成長を支える経営者としての原動力となるものであり、かつ報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであることを基本方針とする。原則として取締役報酬は確定額報酬のみで構成し（100%）、業績連動報酬及び非金銭報酬を採用する場合は、法令による定め、別途定める「役員規程」、その他関連規程に基づき決定する。

ロ. 取締役報酬の算定方法

2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において決議された上限額以内で、取締役の個別の業務執行状況と前期の会社目標達成状況、将来期待される役割等を勘案して業務執行部門により原案が策定される。取締役の個別の報酬の詳細な算定方法は、別途定める取締役評価基準、その他関連規程に基づき算定される。

- 八. 報酬等の付与時期・条件の決定に関する方針
最終的に決定された取締役報酬が確定額報酬のみである場合、当該報酬額を12分割したものを、毎月所定日に支給する。
その他支給に関する条件については、就任時に締結する委任契約及び当社の「役員規程」その他関連規程に定めるとおりとする。
- 二. 報酬等の決定に係る委任に関する事項
- a. 委任を受ける者
監査等委員会
 - b. 委任する権限の内容
業務執行部門より策定された原案をもとに、社外取締役が過半数を占める監査等委員会で各取締役の報酬案の妥当性が審議され、最終的に決定される。
 - c. 権限の適切な行使のための措置
審議にあたっては中立性を確保するため、社外監査等委員のみで行うこととし、社内監査等委員が参加する場合は審議に参加せず傍聴するのみとする。最終的な報酬案の決議に際しては、社内監査等委員も決議に参加できるものとする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （一名）	55,760千円 （一千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （4名）	22,587千円 （14,400千円）
合 計 （うち社外取締役）	10名 （4名）	78,347千円 （14,400千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2021年10月26日付で退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 当事業年度に係る取締役報酬は、確定額報酬のみで構成されております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名（うち社外取締役は0名）です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年10月29日開催の第11回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員）の員数は、5名（うち社外取締役は4名）です。
5. 取締役会は、各取締役の報酬の決定が客観性、透明性の高いものとするために、社外取締役が過半数を占める監査等委員会に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。
- （構成員）片寄達哉（社内取締役）
中谷顯嗣（社外取締役）
清田 滋（社外取締役）
深町周輔（社外取締役）
橋元秀行（社外取締役）
- なお、構成員の地位及び担当については、4.（1）取締役の状況のとおりとなります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）中谷顯嗣氏は、有限会社記帳屋代表取締役及び株式会社ダイレクトソーシング取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）深町周輔氏は、フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社富士山マガジンサービス社外監査役、株式会社メルティンMMI社外監査役及び株式会社バンク・オブ・イノベーション社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）橋元秀行氏は、橋元公認会計士事務所所長、東陽監査法人シニアパートナー及び新電元工業株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 中谷 顯 嗣	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、監査等委員会22回のうち全てに出席し、経営コンサルタントとしての豊富な経験から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、経営全般、特に会計や労務に関する意見等、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 清 田 滋	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、監査等委員会22回のうち全てに出席し、流通業界を中心とした企業経営者としての豊富な経験から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、経営全般、特に当社のFC展開に関しての意見等、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 深 町 周 輔	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、監査等委員会22回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、主に法務・コンプライアンスについての意見等、適宜必要な発言を行っております。また、内部通報対応においても必要な助言をいただいております。
取締役（監査等委員） 橋 元 秀 行	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、監査等委員会22回のうち全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、主に財務・会計面についての意見等、適宜必要な発言を行っており、監査法人の視点から、独立した立場で助言をいただいております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,100千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定する。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令・定款及び社会規範を順守するための「企業倫理行動憲章規程」を制定し、全社に周知・徹底する。
- ロ. 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- ハ. 当社のコンプライアンス担当者は、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ニ. 当社は、内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ホ. 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。
- ヘ. 内部監査部門は、当社の法令及び定款の順守体制の有効性について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- ロ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ロ. 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

- ハ. 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
 - 二. 内部監査部門は、当社のリスク管理体制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行機能を分離する。
 - ロ. 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ハ. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- イ. 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営企画部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - ロ. 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社は、必要に応じ監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、同事務局に属する使用人は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助することができる。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
 - ロ. 当社の監査等委員会は、その職務の必要に応じて、管理部門及び内部監査部門に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。（以下、イ.の使用人と合わせて監査職務補助者という。）
 - ハ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査職務補助者に対して、監査等委員会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。

- 二. 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）はあらかじめ監査等委員会あるいは常勤監査等委員に相談することを要する。
 - ホ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、上記 イ.ないし 二.の具体的な運用の細目を監査等委員会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、当社に関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委員あるいは監査等委員会から指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
 - a 経営会議で報告された重要な事項
 - b 業務報告会等で報告された重要な事項
 - c 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - d 内部監査に関する重要な事項
 - e 重大な法令・定款違反に関する事項
 - f その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項
 - ロ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、上記 イ.の c、 e 及び f に関する重要な事実を発見した場合は、① ロ.のコンプライアンス委員会及び③ ロ.のリスク管理委員会への報告、① 二.の内部通報制度に基づく通報、もしくは監査等委員会に直接報告できるものとする。
 - ハ. 上記 ロ.に基づき報告を行った取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- . 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - . 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ハ. 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - ニ. 監査等委員会あるいは常勤監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
 - . 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
 - ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
 - ニ. 内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- イ. 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員及び使用人に周知徹底する。
 - . 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定例取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令、定款及び規程類に基づく適法性並びに経営判断の妥当性を満たすよう、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、年間の内部監査計画を定め、全ての部署に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び各監査等委員に報告しました。

② コンプライアンス及びリスク管理体制

「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長、代表取締役社長が指名した取締役を委員とするコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、四半期に1回開催して、法令の順守状況を確認し、リスクの評価を行っております。

③ 監査等委員の監査体制

各監査等委員は取締役（監査等委員であるものを除く。）、内部監査室及びその他の使用人から定期的に報告を受けて相互の連携を図るとともに、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、意見を述べました。また、必要に応じて職務執行状況について当社の役職員等へ説明を求め、監査の実効性の向上を図りました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,232,587	流動負債	1,407,517
現金及び預金	1,474,844	買掛金	570,916
売掛金	1,019,139	1年以内返済予定長期借入金	239,400
商品及び製品	287,792	未払金	403,436
原材料及び貯蔵品	28,053	未払費用	18,242
前払費用	55,560	未払法人税等	54,512
未収入金	333,812	預り金	14,933
その他	92,089	株主優待引当金	61,527
貸倒引当金	△58,705	リース資産	720
固定資産	5,626,937	その他	43,827
有形固定資産	5,089,063	固定負債	2,147,630
建物	3,016,529	長期借入金	1,951,450
構築物	116,965	リース資産	2,762
機械及び装置	1,305,483	預り保証金	169,085
車両運搬具	2,799	その他	24,331
工具、器具及び備品	68,218	負債合計	3,555,147
有形リース資産	3,166	(純資産の部)	
土地	575,900	株主資本	5,304,378
無形固定資産	329,146	資本金	725,645
商標権	2,360	資本剰余金	715,645
ソフトウェア	288,518	資本準備金	715,645
その他	38,267	利益剰余金	3,864,006
投資その他の資産	208,727	その他利益剰余金	3,864,006
長期貸付金	53,510	繰越利益剰余金	3,864,006
破産更生債権等	1,066	自己株式	△919
長期前払費用	13,078		
繰延税金資産	92,131	純資産合計	5,304,378
その他	63,607		
貸倒引当金	△14,666	負債純資産合計	8,859,525
資産合計	8,859,525		

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,215,914
売 上 原 価		8,127,046
売 上 総 利 益		3,088,868
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,527,305
営 業 利 益		561,562
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,354	
受 取 補 償 金	132,022	
受 取 手 数 料	29,450	
そ の 他	18,701	192,529
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,073	
賃 貸 費 用	17,462	
減 価 償 却 費	12,216	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,775	
そ の 他	4,112	44,640
経 常 利 益		709,451
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,916	22,916
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	19,293	
減 損 損 失	95,478	114,772
税 引 前 当 期 純 利 益		617,595
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224,768	
法 人 税 等 調 整 額	△9,064	215,703
当 期 純 利 益		401,891

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	724,137	714,137	714,137	3,488,980	3,488,980
会計方針の変更による累積的影響額				△26,865	△26,865
会計方針の変更を反映した当期首残高	724,137	714,137	714,137	3,462,115	3,462,115
当期変動額					
当期純利益				401,891	401,891
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,508	1,508	1,508		
当期変動額合計	1,508	1,508	1,508	401,891	401,891
当期末残高	725,645	715,645	715,645	3,864,006	3,864,006

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△919	4,926,335	4,926,335
会計方針の変更による累積的影響額		△26,865	△26,865
会計方針の変更を反映した当期首残高	△919	4,899,470	4,899,470
当期変動額			
当期純利益		401,891	401,891
新株の発行 (新株予約権の行使)		3,016	3,016
当期変動額合計	-	404,907	404,907
当期末残高	△919	5,304,378	5,304,378

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月22日

株式会社シルバーライフ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 野 福 道
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シルバーライフの2021年8月1日から2022年7月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月27日

株式会社シルバーライフ 監査等委員会
常勤監査等委員 片 寄 達 哉 ㊞
監 査 等 委 員 中 谷 顯 嗣 ㊞
監 査 等 委 員 清 田 滋 ㊞
監 査 等 委 員 深 町 周 輔 ㊞
監 査 等 委 員 橋 元 秀 行 ㊞

(注) 監査等委員中谷顯嗣、清田滋、深町周輔及び橋元秀行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

<p>附 則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 定款第15条(電子提供措置等)規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>第4条 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	--

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じです。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	しみず たかひさ 清水 貴久 (1974年7月31日) 【再任】	1998年4月 警視庁入庁 1999年9月 株式会社ベンチャーリンク入社 2002年2月 有限会社マーケット・イン設立 代表取締役 2009年9月 当社入社 F C開発部長 2012年9月 当社代表取締役社長（現任）	6,074,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>清水貴久氏は、当社の中でだれよりもこの業界・業務内容を理解しており、当社の置かれている経営環境等の業務全般に関する高度な知識及び経験を有しており、2012年9月より当社代表取締役社長を務め、当社の企業価値向上に貢献しております。</p> <p>経営者として目標達成に向け必要な対策を講じ、かつ経営陣を統率していく行動力とリーダーシップを有し、様々な施策を推進する能力に秀でていることから、今後も中長期的に当社の企業価値を向上させる者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	と い たけ し 戸井 丈嗣 (1977年7月15日) 【再任】	2001年4月 株式会社ガイア入社 2002年6月 有限会社マーケット・イン入社 2007年10月 当社設立 代表取締役 2012年9月 当社取締役営業部長（現任）	30,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>戸井丈嗣氏は、当社創業時より営業部門の中核として、この業界・業務内容を理解し、当社F C加盟店拡大の礎を築いてまいりました。</p> <p>特に、F C加盟店において適正に店舗運営が行われるよう、S Vの育成・管理監督を行う力、店舗の効率的な営業活動のためのマーケティング戦略を考案し実行する力に優れていることから、今後も中長期的に当社の企業価値を向上させる者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ます やま ひろ かず 増山弘和 (1969年6月25日) 【再任】	1990年4月 天馬株式会社入社 2002年9月 日東工業株式会社（現シンジーテック株式会社）入社 2004年9月 日本電産コパル株式会社入社 2006年9月 野村貿易株式会社入社 2018年7月 当社入社 2020年9月 当社管理部長 2020年10月 当社取締役管理部長（現任）	—
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>増山弘和氏は、管理部を管掌する取締役として、経営計画・業務方針に基づき、業務執行における管理・監督を行ってまいりました。</p> <p>また、管理部長が適正に業務執行が行えるよう、それぞれの能力を活かしながら指導育成する能力を有しております。</p> <p>会社を支える管理部長という立場からも、部門間の連携を図り円滑な業務執行の推進に大きく貢献していることから、今後も中長期的に当社の企業価値を向上させる者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
4	よ こ た あきら 横田 啓 (1986年4月21日) 【再任】	2013年4月 当社入社 2020年12月 当社生産部長 2021年10月 当社取締役生産部長（現任）	—
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>横田啓氏は、第1期新卒社員として入社し、群馬工場の立上げ及びFSSC22000の取得、栃木工場の立上げに携わるなど、当社の食品製造体制の礎を築いてまいりました。</p> <p>それらの経験から得た食品製造業務に関する深い知識をもとに、社員への指導・育成及び適正な食品製造業務のための管理監督を行うほか、製造コストや廃棄物の削減に対しても実行力をもって取り組んでおり、今後も中長期的に当社の企業価値を向上させる者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水貴久氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社近江屋が所有する株式数(4,000,000株)を含んでおります。
3. 清水貴久氏は当社の親会社等であります。同氏は当社の親会社等である株式会社近江屋の代表取締役であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

今回の見直しにより、監査等委員である取締役は5名から4名の減員となりましたが、専門性を明確にし、監査等委員会の議論を活発化させ、経営の監督機能の強化と意思決定の迅速化を進めてまいります。また、本議案が原案どおり承認された場合、取締役のうち3名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	さいとう れいこ 齋藤 玲子 (現姓：須田) (1970年6月15日) 【新任】	1992年4月 第百生命保険相互会社（現マニユライフ生命保険株式会社）入社 2002年4月 アライドテレシス株式会社（現アライドテレシスホールディングス株式会社）入社 2005年10月 ブックオフコーポレーション株式会社（現ブックオフグループホールディングス株式会社）入社 2007年6月 同社コーポレートコミュニケーション室長 2017年7月 当社入社 2018年4月 当社管理部次長 兼 経営企画課課長（現任）	—
<p>【取締役候補者とした理由】 齋藤玲子氏は、上場前に入社し上場準備から株主対応の礎を築いてまいりました。長年のIR活動を通じて得た知見から、昨今求められているコーポレートガバナンスやESGへの深い識見及びサステナビリティに対する高い意欲と行動力により、当社内でそれらの議論を牽引する存在として経営のサポートを行ってまいりました。 今後は常勤監査等委員として、企業経営が適切に行われているかの監査と、社外取締役への情報共有を通じ、取締役会の活性化と議論の深化を図ることで企業価値の向上に寄与することを期待したため、常勤監査等委員である取締役の候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	ふかまち しゅうすけ 深町周輔 (1976年1月23日) 【再任】 【社外】 【独立役員】	2004年10月 弁護士登録 弁護士法人かすが総合入所 2011年1月 フォーサイト総合法律事務所入所 2012年1月 フォーサイト総合法律事務所ジュニア・ パートナー弁護士 2013年1月 フォーサイト総合法律事務所パートナー 弁護士 (現任) 2013年12月 株式会社バンク・オブ・イノベーション 社外監査役 2015年7月 当社社外監査役 2016年3月 株式会社富士山マガジンサービス社外監 査役 (現任) 2018年10月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2018年11月 株式会社メルティンMMI 社外監査役 (現任) 2019年12月 株式会社バンク・オブ・イノベーション 社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社富士山マガジンサービス社外監査役 株式会社メルティンMMI 社外監査役 株式会社バンク・オブ・イノベーション社外取締役 (監査等委員)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>深町周輔氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に参加したことはありませんが、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査、監督に反映していただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役の候補者となりました。</p> <p>また、選任された場合には、指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定において、客観的・中立的な立場で関与いただくことも期待しております。</p> <p>なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	はせがわ なおや 長谷川 直哉 (1958年11月7日) 【新任】 【社外】 【独立役員】	1982年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険 ジャパン株式会社）入社 2006年4月 国立大学法人山梨大学大学院持続可能社 会形成専攻准教授 2007年4月 法政大学大学院環境マネジメント研究科 兼任講師 芝浦工業大学工学部兼任講師 2008年4月 中央大学大学院国際会計研究科兼任講 師、芝浦工業大学大学院工学マネジメン ト研究科兼任講師 2011年4月 法政大学人間環境学部人間環境学科教授 (現任) 2013年9月 山梨県立大学国際関係学部兼任講師 2020年2月 株式会社パネル顧問 2020年4月 サッポロホールディングス株式会社サス テナビリティ・シニアアドバイザー（現 任） 2021年3月 岡部株式会社社外取締役（現任） 2021年6月 日産東京販売ホールディングス株式会 社社外取締役（現任） 2022年4月 日経広告研究所客員研究員（現任） (重要な兼職の状況) 法政大学人間環境学部人間環境学科教授 サッポロホールディングス株式会社サステナビリ ティ・シニアアドバイザー 岡部株式会社社外取締役 日産東京販売ホールディングス株式会社社外取締役 日経広告研究所客員研究員	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長谷川直哉氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は機関投資家として従事していたこと、また現在はサステナビリティ、コーポレートガバナンスの専門家として研究をしており、それら企業での豊富な経験と学術としての高い見識・専門性を有しております。当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査、監督に反映していただくことでガバナンスの強化を期待したため、監査等委員である社外取締役の候補者としました。 また、選任された場合には、指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定において、客観的・中立的な立場で関与いただくことも期待しております。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 深町周輔氏、長谷川直哉氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 深町周輔氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 4. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、深町周輔氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 また、齋藤玲子氏、長谷川直哉氏の選任が承認可決された場合は、両氏との間で同様の契約

- を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 当社は、深町周輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、長谷川直哉氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員となる予定であります。

以 上

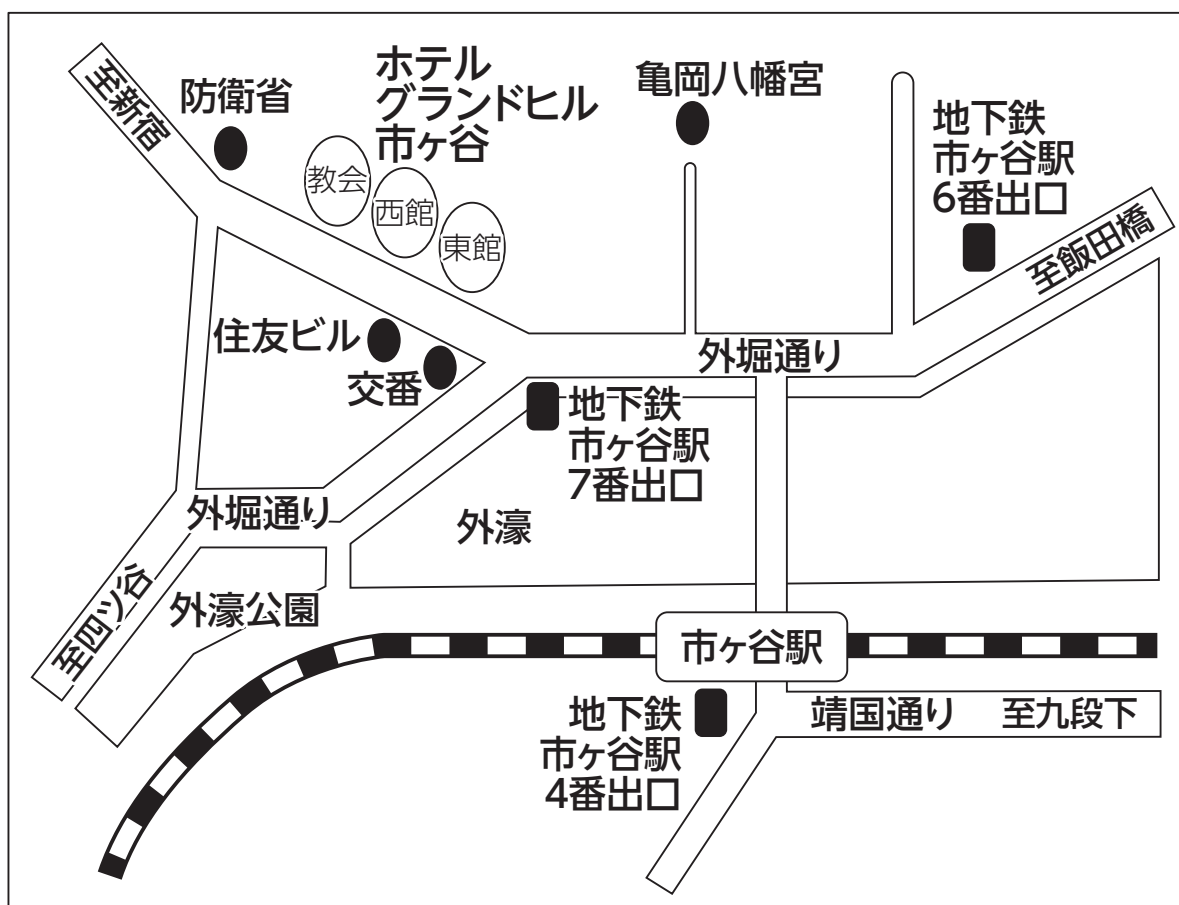
【参考】取締役会のスキルマトリックス

本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認された場合の、現任の取締役を含めた各取締役の専門性及び経験は以下のとおりとなります。

氏名	役職	社外	企業経営	財務会計	法務・リスク マネジメント	営業・マー ケティング	生産・ 品質管理	業界への 知見	ESG
清水 貴久	代表取締役社長		○			○	○	○	
戸井 丈嗣	取締役					○		○	
増山 弘和	取締役			○	○				○
横田 啓	取締役						○	○	
齋藤 玲子	取締役 (常勤監査等委員)			○	○				○
深町 周輔	取締役 (監査等委員)	●			○				○
橋元 秀行	取締役 (監査等委員)	●		○					○
長谷川 直哉	取締役 (監査等委員)	●		○	○				○

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階
瑠璃東の間
TEL 03-3268-0111



交通のご案内

東京メトロ 有楽町線・南北線	「市ヶ谷駅」	6番出口から徒歩5分
		7番出口から徒歩2分
都営地下鉄 新宿線	「市ヶ谷駅」	4番出口から徒歩3分
J R 総武線	「市ヶ谷駅」	から徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。